

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）
昭和四年四月十五日第三編郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県税条例施行規則の一部改正
- ◇告示 建設業者の登録
建設業者の更新登録
建設業者の変更登録
- ◇公安告示 交通制限
- ◇難報 支所の位置変更

規則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年七月二十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県機務第三十二号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和二十九年六月鳥取県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第一百五條及び第二百三條」を「第一百五條、第二百三條及び第三百三十四條」に改める。

第六条第二項中「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）」を「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「施行令」という。）」に改める。

第十五條の次に次の一條を加える。

（條例第一百條の二の規定による申請に伴う手続）

第十五條の二 所長は、條例第一百條の二第二項の規定による通知をするときは、第十三号の三様式による指圖書を交付しなければならない。

2 所長は施行令第四十二條の三に規定する場所の指定をしたとき及びその場所に該当しないこととなつたときは、遊興飲食税特別徴収義務者登録簿にこの旨を記載しなければならない。

第九号様式中「県税条例第三十一条第一項及び第二項の規定による算定額」を「県税条例第三十一条第一項、第二項、第三項及び第四項の規定による算定額」に改める。

第十三号の二様式の次に次の一様式を加える。

鳥取県公報

第十三号の三様式

第 号
指 定 書

経営場所
名 称

特別徴収義務者住 所
氏 名

右の場所は地方税法施行令第四十二条の三に規定する公給領収証の交付義務を免除した場所であることを指定する。

昭和 年 月 日

県 税 事 務 所 長

第十八号様式を次のように改める。

第十八号様式

利用券及び利用券引換券使用状況簿

(常設分)

券 別	券 額	税金料金	登録番号	施設所在地	特別徴収義務者名 住 所	利用券 (利用券引換券)		交付枚数	受領印 枚数	使用 枚数	返年 約日	摘 録	取
						冊 号	冊 号						
交付年月日	No.	No.	No.										

第二十号様式中「日数」を「月日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第三百六十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十三年七月二十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

主な営業所の所在地

申請者氏名

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主な営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (七)第四五七号	昭三二、五、一六	坂田組	西伯郡大山町神原	坂田 茂松
"	"	株式会社沢田商会	鳥取市今町二丁目	沢田 武二
"	"	山口組	倉吉市大原一九三	山口 良文
"	"	四六〇号	有限会社北川組	北川 徳明
"	"	四六一号	大丘建設有限公司	岡田 春造
"	"	四六二号	倉吉建設事務所	駒井喜久藏
"	"	四六三号	有限会社円山組	円山 昌業
"	"	四六四号	菊池土木株式会社	菊池 茂

鳥取県告示第三百六十九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により次のように建設業者登録簿に更新登録した。

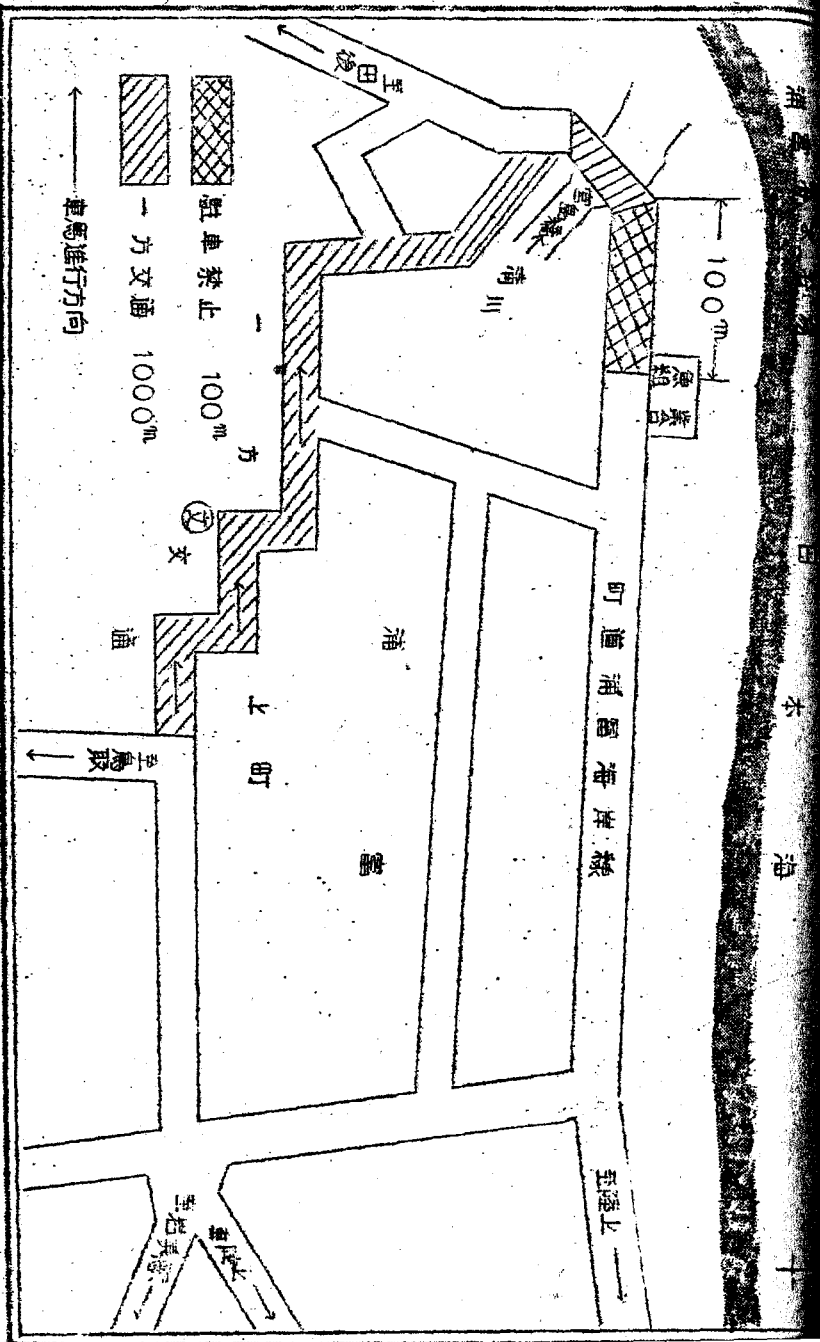
昭和三十三年七月二十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

おもな営業所の所在地

申請者氏名

登録番号	登録年月日	商号又は名称	おもな営業所の所在地	申請者氏名
鳥取県知事登録 (七)第二五二号	昭三二、三、二八	有限会社沢田組	鳥取市今町二丁目六九	沢田松次郎
"	"	三七〇号	山住建設	山住 達雄
"	"	二五六号	小川建設	小川 市藏
"	"	三七二号	昌立建設(株)	寺坂 鑄
"	"	三六九号	久米水道工業所	松永 一三
"	"	二〇九号	松本組	松本 政一
"	"	三七四号	岩崎塗装店	岩崎半次郎
"	"	二五七号	川端組	川端 勇雄
"	"	二一五号	中野組	中野 義晴
"	"	三七八号	(有)坂尾建設所	坂尾 熊蔵
"	"	二二七号	八千代建設(株)	南口 良平
"	"	二六七号	佐久間組	佐久間増実
"	"	三八一号	西尾工務所	西尾 文治



鳥取県告示第三百七十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条の規定による変更届につき、次のように建設業者登録簿に昭和三十一年七月九日変更登録した。

昭和三十一年七月二十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録

昭三〇、

株式会社旭工務店

（新）倉吉市東岩倉町二、二七二ノ一

山本 儀保

（旧）

第五九号

十一、二

西仲町二、六五七

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）第六条の規定により次のとおり交通制限をする。

昭和三十一年七月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

一 制限の場所

- (1) 県道網代岩美停車場線岩美郡岩美町大字浦富一七一九番地地先から同地内官島橋西詰まで一、〇〇〇メートルの間
- (2) 町道浦富海岸線岩美郡岩美町大字浦富地内官島橋西詰から同地内二八四ノ二番地地先まで一〇〇メートルの間

二 トルの間

制限の種類

- (1) については車馬（原動機付自転車、自転車大車を除く）を一方交通とする。
図面に示す↓印の方向に一方通行し、反対の方面から通行することを禁止する。
- (2) については自動車の駐車を禁ずる。

三 制限の期間

昭和三十一年七月十五日から昭和三十一年八月十五日まで毎日午前六時から午後八時までの間

昭和三十三年七月二十三日

鳥取食糧事務所長 坂田久二

支所の位置変更について

当所管内支所の位置を次のとおり変更した。

鳥取支所

一 移転月日

昭和三十三年七月一日

二 位置

鳥取市二階町二の三四番地

五臓田ビル内(三階)